

令和6年度 消費生活相談 のまとめ

令和6年度は、2500件の相談が同センターに寄せられました。

インターネットやSNSを
きっかけとした

通信販売トラブル

SNSなどで破格の安さをつたい文句に、偽物を代引きなどで販売する悪質な通信販売業者が多く現れています。返金を求めても応じない業者や、「○○○PAYで返金する」と振り込め詐欺に誘導する事案も発生しています。

さらにSNSのDMで知り合った人から投資を勧められ相手の指示どおりに入金したが、だまし取られ連絡も絶たれたという詐欺被害も深刻になっています。

暮らしのお助けサービスの
トラブル

鍵の開錠、水漏れ、エアコンの修理、害虫駆除、ロードサービスなど日常生活で発生する突然のトラブルに関するサービス

に対し、インターネットで検索して安価な業者を選んだが、想定外の高額請求をされたというものです。

そのほかにも、屋根の修理や、浄水器・給湯器などを無料で点検すると言って、高額な商品売りつける昔ながらの点検商法が増加しています。

また、大手エステティックサロンの倒産や廃業、インターネットを利用した子供の高額なオンラインゲームの課金やOTA(旅行予約サイト)の解約についての相談も多く寄せられました。

価格だけで店を選ぶことは危険です。また契約するときは、契約内容をよく確認することが肝心です。

スマートフォンの普及により生活が便利になった反面、悪質業者や詐欺師による金銭被害が拡大しています。スマートフォンの利用には、さまざまなリスクがつきものです。トラブルに遭わないためにも今一度スマートフォンの使い方を見直しましょう。

消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500

費用 記載がないものは参加無料 申し込み 基本事項は催し名、住所、名前(ふりがな)、電話番号を記入 記載がないものは当日直接会場へ
お問い合わせ 連続で参加が必要 対象 勤務 定員 試験 採用 保育 手話通訳 は事前に問い合わせてください